

水道のしおり

もくじ

<u>1 給水装置はお客様の財産です</u>	<u>1</u>
<u>2 給水装置の工事は指定事業者へ</u>	<u>2</u>
<u>3 工事に掛かる費用負担について</u>	<u>3</u>
(1) 費用の負担	3
(2) 工事に掛かる費用	3
(3) 加入金および手数料	3
(4) 町が費用を負担する工事	4
<u>4 給水装置の管理</u>	<u>5</u>
(1) 給水装置の管理者	5
(2) 漏水の確認方法	5
(3) 水質・給水装置の機能検査	6
(4) メーター検針に伴う注意点	6
(5) 家屋を取り壊した場合など	6

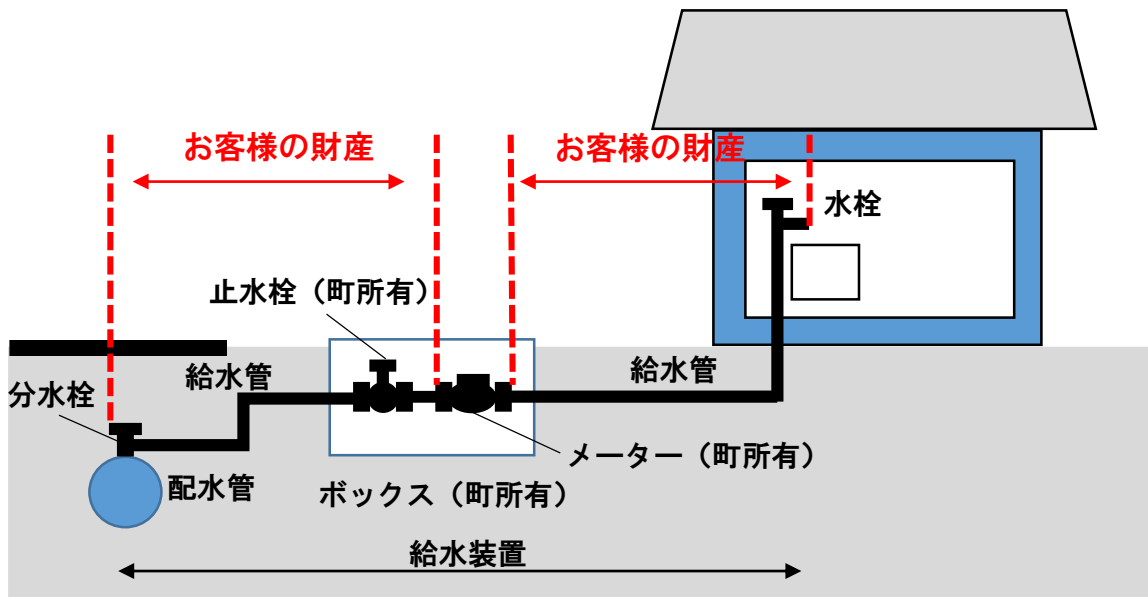


越前町上下水道課

令和3年11月発行

1

給水装置はお客様の財産です



給水装置とは

町が布設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいいます。具体的には、分水栓およびこれに直結する給水管、止水栓、メーター、給水用機器です。（条例第2条、規則第2条）

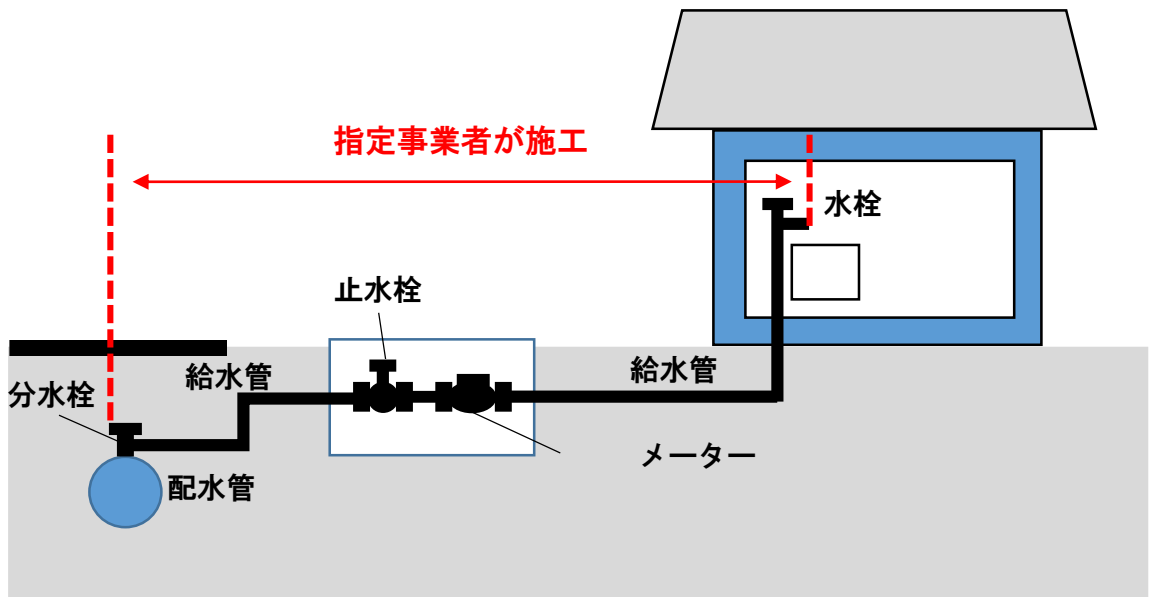
給水装置はお客様の財産です

給水装置は水道メーター、止水栓を除いて、すべてお客様の財産です。そのため、お客様のご負担で工事をしていただく必要があります。メーターは町が所有しており、町がメーター交換を行います。（条例第8条、第21条）

新設工事の場合、メーター、ボックス、止水栓を支給しています。

2

給水装置の工事は指定事業者へ



指定事業者とは

指定事業者とは、正式には「越前町指定給水装置工事事業者」といいます。

水道法および町の条例により、給水装置工事は町が指定した工事事業者でなければ施工できません。（条例第9条）

給水装置の工事には申込が必要です

給水装置を新設、改造、修繕（※軽微な変更を除く）、撤去をする場合は、上下水道課への申込が必要です。申込は、指定事業者を通じて行ってください。

※軽微な変更とは

単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）

工事の依頼について

給水装置の工事をする場合は、お客様が指定事業者に依頼して下さい。トラブル防止のため、複数の事業者から見積もりを取り、納得できる事業者とご契約ください。

指定事業者は、町のホームページまたは上下水道課でご確認ください。

3

工事に掛かる費用負担について

重要

工事に掛かる費用はお客様の負担です

(1) 費用の負担

給水装置は、お客様の財産であり、工事に掛かる費用はすべてお客様の負担となります。(p. 1) また、給水装置設置後の移設、修理などもお客様の負担です。

(2) 工事に掛かる費用

新設に掛かる費用

給水装置を新設(町の配水管から取出しをする工事)する場合、給水装置の工事費用のほかに加入金および検査手数料が必要です。

増設に掛かる費用

増設(既設の給水装置に給水管等を増設する工事)の場合、工事費用および検査手数料が必要です。

改造に掛かる費用

改造(給水管の増径、管種変更など、給水装置の原形を変える工事)の場合、工事費用、加入金(口径を大きくする場合のみ)および検査手数料が必要です。

(3) 加入金および手数料

加入金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	51mm 以上
加入金	110,000	220,000	275,000	330,000	440,000	550,000	1,100,000

単位：円 金額は税込みです。

手数料

検査手数料・・・ 3,000円(非課税)

(4) 町が費用を負担する工事

漏水修繕費用

配水管の分岐からメーターまでの間での自然漏水については、町で修繕費用を負担します。故意、過失、管理不備によるものは除きます。(条例第24条)

町が負担する費用の内訳は、給水管の修繕、掘削、埋戻、モルタル補修です。

止水栓の交換費用

止水栓の経年劣化による不良等がある場合、無料で取替します。

取替の際に、宅内側の給水管を調整する場合があります。この場合、一部費用負担が発生する場合があります。

メーター交換費用

水道メーターの有効期限は、計量法で8年以内と定められています。

有効期限を迎えるメーターを順次、無料で取替しています。

町で費用を負担しない工事・修繕など

1. メーターを超えた部分から宅内側の給水装置の修繕等に掛かる費用
2. 町が費用を負担する漏水修繕の際に植木、レンガやタイル、コンクリート、舗装、擁壁、石積などを取壊す費用、またその復旧を行う費用
3. 鋳物製のボックスを使用する場合の費用

悪質業者にご注意ください！

「町から依頼された」、「役場からきた」などと言って、水質検査や給水管の点検や清掃したりする業者が増えています。

不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めてください。

また、契約は十分検討してからにしましょう。

悪質商法の被害に遭われたときは

消費生活相談窓口にご相談ください

住 所：越前町西田中13-5-1 (越前町役場総務課内)

TEL：0778-34-8700

相談受付時間：午前9時～午後5時 (土日・祝日・年末年始を除く)

4

給水装置の管理

重要

給水装置は使用者で管理してください

(1) 給水装置の管理者

給水装置は、お客様の財産です。(p. 1) お客様には、給水装置の所有者または使用者として、水の汚染、漏水が起らないように、注意力をもって給水装置を管理していただく必要があります。(条例第23条)

(2) 漏水の確認方法

宅内側の漏水確認



パイロット

1. まったく水を使っていない状態にする。(家の中や散水栓など蛇口をきっちり閉める)
2. パイロット(上写真参照)が全く動かないかを確認する。(ゆっくりでも動くようなら漏水の可能性が高いです)
3. 漏水の疑いがあれば、越前町指定給水装置工事店に依頼してください。

メーターまでの漏水確認

1. メーターボックスのふたを開けて、中に水が溜まっていたり、シューツというような水の吹き出す音が聞こえないか確認する。
2. 給水管の管路上で、地面が濡れているところがないか確認する。
3. 漏水の疑いがあれば、上下水道課にご連絡ください。

(3) 水質・給水装置の機能検査

上下水道課では、簡易な水質検査や給水装置の機能点検を受け付けています。

上下水道課で確認できること

1. 水道水の残留塩素濃度
2. 止水栓の不良の有無
3. 簡易な漏水検査

このほかの検査は、水道工事業者や検査専門事業者にご依頼ください。費用はお客様でご負担いただきます。

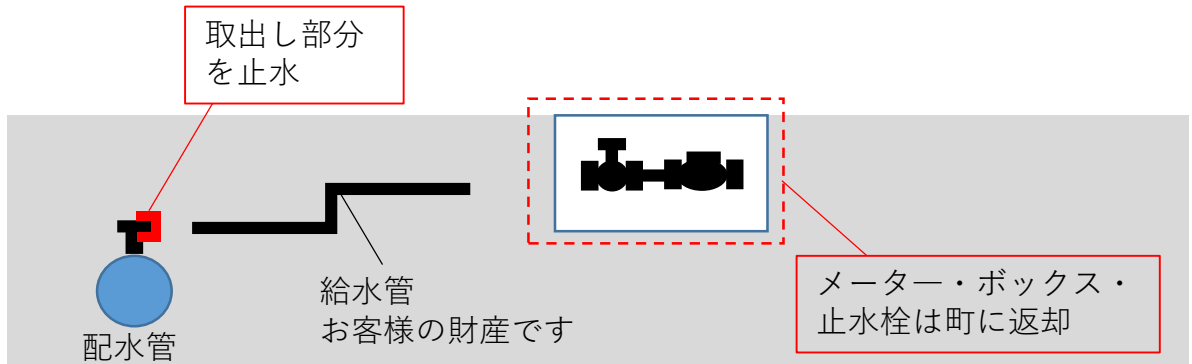
(4) メーター検針に伴う注意点

メーター検針を行うため、車両や物でメーターボックスが隠れていないか、ボックスの中が土砂で埋まっていないかなど、定期的にご確認ください。

(5) 家屋を取り壊した場合など

家屋を取り壊した場合など、給水装置を利用しなくなる場合には、基本的に装置を撤去していただきます。撤去の方法は、本管の取出し部分で止水していただきます。

建替え等で給水装置を残置する場合には、同意書を提出してください。



〒916-0192 越前町西田中13-5-1

越前町役場 上下水道課

TEL: 0778-34-8707 FAX: 0778-34-1236